

# 山形市公共施設等総合管理計画（改訂）の概要

## 1 計画改訂にあたって

### 目的

山形市が維持管理を行っている施設は昭和50年代から平成15年ころまでに集中的に整備されたため、今後一斉に大規模改修や更新が到来する。しかし財政状況の推移から予測した場合、すべて同規模のまま維持することは困難であり既存施設の見直しは必須の状況となっている。このことから公共施設等の適切なあり方を検討し次世代に適切かつ安全・安心な公共施設等を受け継いでいくことを目的とする。

### 位置づけ

- 国の「インフラ長寿命化基本計画」において、策定が要請された「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に相当する計画。
- 本計画の推進については、本市の「山形市発展計画2025」の中で、「発展計画を推進するための共通基盤づくり」-「D 行財政改革の推進」に位置付けられる。
- 「第6次山形市行財政改革推進プラン」においては、「財政、資産の適正な管理」の「No.20 公共施設等の適正な維持管理」に位置付けられる。

### その他

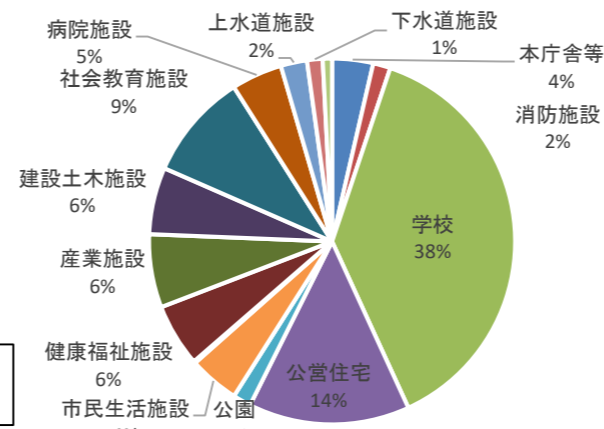
公共施設等適正管理推進事業債を活用するために当該計画の策定が必須となっている。

### 計画期間

令和4年度から令和13年度までの10年間とする。

## 2 公共施設等の現状

- 本市が所有している主要な公共施設の総数は282である。
- 施設分類毎の延床面積比は「学校」「公営住宅」が高く、全体の5割を超えている。
- 築30年を経過した公共施設は、全体の6割を超えている。
- 山形市の人口一人当たりの延床面積は3.78㎡/人であり、人口減少が続く中、一人当たりの延床面積は10年間で0.5㎡/人増加している。



## 3 改訂にあたり追加した項目

計画改訂にあたり新たに記載することが必須となった主な項目

### 施設保有量の推移

非木造、木造ごとの延床面積の推移を平成27年度から令和2年度まで記載している。

### 長寿命化対策を反映した場合の見込み

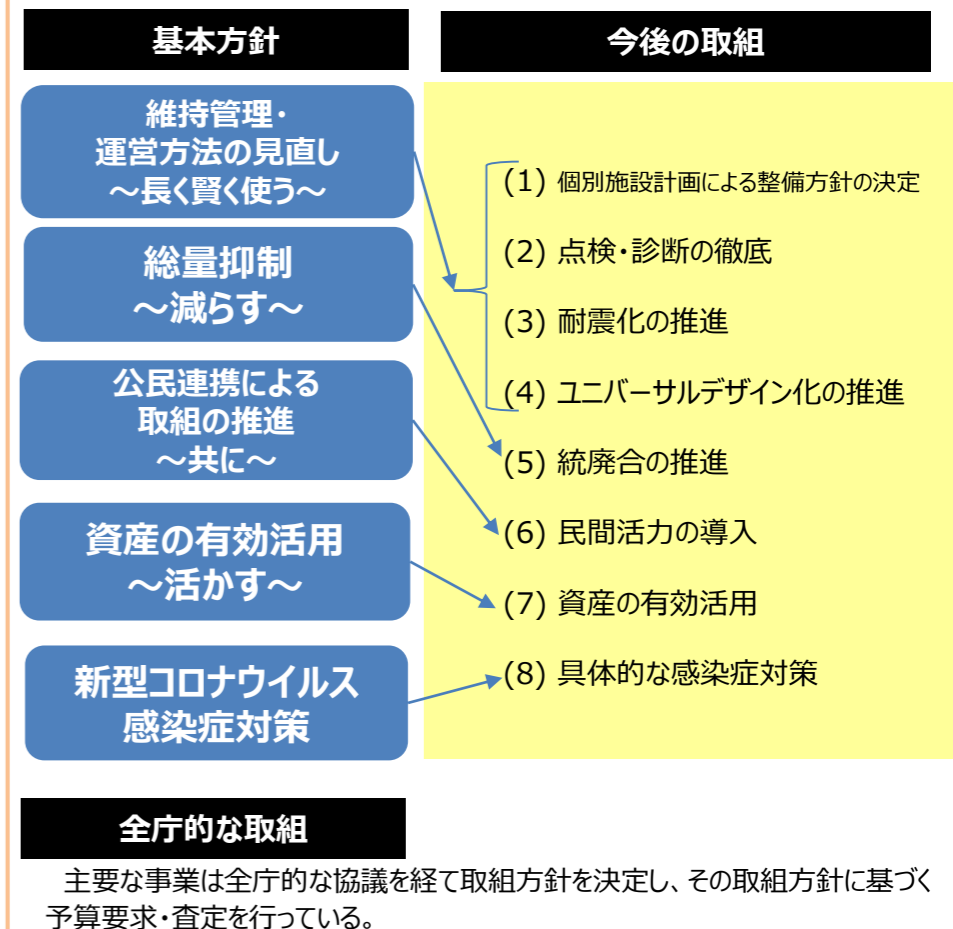
各個別施設の長寿命化計画によって耐用年数の見直しをおこなったことで試算された整備費用を記載している。

### 長寿命化対策の効果額

長寿命化対策の前と後それぞれの整備費用の差と今後の財政負担について記載している。

## 5 公共施設等の管理に関する基本方針及び今後の取組について

当初計画の4つを基本方針を引継ぎ、更にブラッシュアップした内容を示していくことに加え、新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ基本方針としている。



## 4 公共施設等の更新費用

今後40年間、現在本市が所有する施設を、長寿命化対策をしないまま建て替え及び大規模改修に要する費用を試算すると右上表のとおりとなり、今後必要となる整備費用は、過去5年平均の2.88倍となる。

しかし、施設ごとに長寿命化計画や個別施設計画を策定し、長寿命化対策を図ることで、今後40年間の更新費用が抑えられ、施設合計の1年当たりの整備額は約22%減となり、財政負担はこれまでの2.25倍まで抑えられることになる。

特に、公共施設（建物）の1年当たりの整備額は、106.8億円から64.8億円と約40%も費用を抑えられる。

**公共施設の1年当たりの整備額  
106.8億円 ⇒ 64.8億円  
約40%の減**

【個別施設計画策定前の大規模改修等試算】

試算区分	今後40年間の更新費用総額	今後1年当たりの費用(a)	これまでの1年当たりの費用(b) (H28～R2平均)	(a/b)
施設合計	8,592.7億円	214.8億円	74.46億円	2.88倍
公共施設（建物）	4,273.9億円	106.8億円	19.76億円	5.40倍
インフラ施設	4,318.8億円	108.0億円	54.70億円	1.97倍

### 長寿命化対策による負担軽減

主な長寿命化による耐用年数  
 学校…47年⇒80年  
 市営住宅…47年⇒70年

【個別施設計画策定後の大規模改修等試算】

試算区分	今後40年間の更新費用総額	今後1年当たりの費用(a)	これまでの1年当たりの費用(b) (H28～R2平均)	(a/b)
施設合計	6,693.6億円	167.3億円	74.46億円	2.25倍
公共施設（建物）	2,591.4億円	64.8億円	19.76億円	3.29倍
インフラ施設	4,102.2億円	102.5億円	54.70億円	1.87倍

## 6 新型コロナウイルス感染症対策について

【令和3年11月に通知済み】

- (1) 対象施設  
職員もしくは施設管理者が常駐する全ての市有施設を対象とし、特に不特定の来訪者がある施設又は市民が多数集まる施設などは、施設ごとに十分に感染症対策を検討の上、必要な対策を講じることとする。

対策を講じるべき施設	本庁舎、上下水道施設管理センター、済生館、消防本部庁舎、図書館、学校、保育園、公民館、コミュニティセンター、スポーツ施設、高齢者施設、障がい者施設 など
該当しない施設	市営住宅、消防団ポンプ車庫、北部行政書庫 など

- (2) 対策項目  
 ア ソフト対策  
 山形市保健所長による感染予防策『職場や学校に新型コロナウイルス感染者がいても感染しないために』に基づき実施する。  
 イ ハード対策  
 感染防止に関する備品の活用や空調設備等による換気などにより実施する。